

○国立大学法人筑波大学非常勤職員の採用等に関する規程

〔平成17年3月24日〕
法人規程第21号

改正 平成20年法人規程第20号

平成21年法人規程第8号

国立大学法人筑波大学非常勤職員の採用等に関する規程

目次

第1章 総則（第1条―第2条）

第2章 採用（第3条―第5条）

第3章 異動（第6条）

第4章 退職（第7条）

第5章 解雇（第8条）

第6章 雑則（第9条）

附則

第1章 総則

（趣旨）

第1条 この法人規程は、国立大学法人筑波大学（以下「法人」という。）の非常勤職員の採用等に関し、国立大学法人筑波大学本部等非常勤職員就業規則（平成17年法人規則第10号。以下「本部等非常勤職員就業規則」という。）、国立大学法人筑波大学附属病院非常勤職員就業規則（平成17年法人規則第15号。以下「附属病院非常勤職員就業規則」という。）及び国立大学法人筑波大学附属学校非常勤職員就業規則（平成17年法人規則第20号。以下「附属学校非常勤職員就業規則」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

（任命権者）

第2条 学長は、国立大学法人法（平成15年法律第112号。以下「法人法」という。）、法人法第35条において準用される独立行政法人通則法（平成11年法律第103号）、国立大学法人筑波大学の組織及び運営の基本に関する規則（平成16年法人規則第1号。以下「基本規則」という。）の定めるところにより、非常勤職員の任命、解雇、懲戒等を行う権限を有する。

2 附属病院長及び附属学校教育局長は、学長の命により、それぞれ附属病院の非常勤職員並びに附属学校教育局及び附属学校の非常勤職員の任命、解雇、懲戒等に係る業務を掌理する。

第2章 採用

(採用書類)

第3条 非常勤職員として採用されることを希望する者は、次の書類を提出しなければならない。

- (1) 履歴書
- (2) その他任命権者が必要と認めるもの

(選考の方法)

第4条 非常勤職員の採用に係る選考は、採用しようとする職に対する職務遂行能力の有無について、書類審査、面接等の方法により行うものとする。

(選考の基準)

第5条 非常勤職員の選考の基準は、職種に応じて、必要な経歴、学歴又は知識若しくは技能を有し、かつ、免許その他必要とされる資格を有することとする。

2 本部等非常勤職員就業規則第1条別表に規定する教育系職員のうち非常勤講師の選考基準等は、法人細則で定める。

第3章 異動

(異動)

第6条 任命権者は、本部等非常勤職員就業規則第7条、附属病院非常勤職員就業規則第7条及び附属学校非常勤職員就業規則第7条に規定する異動を命ずるに当たっては、業務上の必要性及び本人の適性を考慮して行わなければならない。

第4章 退職

(退職の願い出)

第7条 本部等非常勤職員就業規則第39条、附属病院非常勤職員就業規則第40条及び附属学校非常勤職員就業規則第40条の退職を願い出る場合は、自筆押印の書面をもって任命権者に対し行わなければならない。

第5章 解雇

(解雇)

第8条 本部等非常勤職員就業規則第40条第1項第1号、附属病院非常勤職員就業規則第41条第1項第1号及び附属学校非常勤職員就業規則第41条第1項第1号の規定により非常勤職員を解雇することができる場合は、非常勤職員の勤務成績を判断するに足ると認められる事実に基づき、勤務成績の不良なことが明らかな場合とする。

2 本部等非常勤職員就業規則第40条第1項第2号、附属病院非常勤職員就業規則第41条第1項第2号及び附属学校非常勤職員就業規則第41条第1項第2号の規定により非常勤職員を解

雇することができる場合は、任命権者が指定する医師2名によって、長期の療養若しくは休養を要する疾患又は療養若しくは休養によっても治癒し難い心身の故障があると診断され、その疾患又は故障のため職務の遂行に支障があり、又はこれに堪えないことが明らかな場合とする。

3 本部等非常勤職員就業規則第40条第1項第3号、附属病院非常勤職員就業規則第41条第1項第3号及び附属学校非常勤職員就業規則第41条第1項第3号の規定により非常勤職員を解雇することができる場合は、非常勤職員の適格性を判断するに足ると認められる事実に基づき、非常勤職員として必要な適格性を欠くことが明らかな場合とする。

4 本部等非常勤職員就業規則第40条第1項、附属病院非常勤職員就業規則第41条第1項及び附属学校非常勤職員就業規則第41条第1項に規定する解雇にあつては、解雇理由説明書を交付し行うものとする。ただし、当該非常勤職員の同意を得た場合は、この限りでない。

第6章 雑則

(雑則)

第9条 この法人規程に定めるもののほか、非常勤職員の採用等に関し必要な事項は、学長が別に定める。

附 則

この法人規程は、平成17年4月1日から施行する。

附 則 (平20. 3. 13法人規程20号)

この法人規程は、平成20年4月1日から施行する。

附 則 (平21. 2. 26法人規程8号)

この法人規程は、平成21年4月1日から施行する。